

福祉用具購入費の受領委任払い制度について【利用者向け】

◆受領委任払いとは

居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の給付は、これまで利用者が購入費用の全額を負担した後、保険者（加茂市）から保険給付分（購入費用の9割、8割または7割相当額）の支払いを受ける「償還払い」で行っています。

これに対して、利用者が購入費用の1割、2割または3割相当額を福祉用具販売業者に支払い、利用者の代わりに福祉用具販売事業者が保険給付分（購入費用の9割、8割または7割相当額）の支払いを受けるという方法が「受領委任払い」です。

加茂市ではこの受領委任払いを令和6年8月1日から実施いたします。

なお、これまでの「償還払い」も引き続きご利用いただけます。

◆受領委任払い利用の手続き

1. 受領委任払いが利用できるかを確認

○ 利用者の制限

次のいずれかに該当する場合、受領委任払いを利用することができません。（申請後にいずれかに該当した場合は、受領委任払による支給ができなくなります）

- ① 介護保険料の滞納をしている場合
- ② 介護保険料の滞納を原因とした給付制限を受けている場合
- ③ 福祉用具購入日時点で、要介護認定の申請（新規申請、区分変更および更新申請）中であるため、要介護度が決定していない場合
- ④ 福祉用具購入日時点で、病院に入院中、または介護保険施設等に入所中の場合

○ 受領委任払い取扱事業者の確認

利用者が「受領委任払い」を利用するときには、受領委任払いを取り扱う福祉用具販売事業者としてあらかじめ市に登録された「取扱事業者」から購入する必要があります。取扱事業者は、長寿あんしん課の窓口や、市のホームページ上で確認ができます。

○ 購入しようとする福祉用具が介護保険の対象であるかを確認

購入しようとする福祉用具が介護保険の対象となるかを、福祉用具販売事業者・居宅介護支援事業所・長寿あんしん課・地域包括支援センター等へ確認してください。

対象とならない福祉用具を購入した場合は、全額自己負担となりますのでご注意ください。

また、購入の前に担当ケアマネジャーなど介護の専門的な知識を持った人から助言を受けるようにしてください。購入する福祉用具が利用する人に適当なもの

か確認をしてもらうようにしてください。

○ 利用限度額を超えていないかの確認

福祉用具購入費の支給は、同一年度（4月から翌年3月まで）において10万円までです。この額を超える部分の購入費用は支給対象とならず、利用者の負担となります。（10万円は対象となる購入費用の上限であり、支給の上限額は自己負担割合によって9万円、8万円または7万円となります）

2. 福祉用具の購入

- 購入しようとする取扱事業者へ介護保険被保険者証・介護保険負担割合証を見せてください。
- 購入した取扱事業者に費用の1割、2割または3割相当分の金額と、利用限度額を超えた利用者負担分があればそれを加えた金額を支払い、取扱事業者が発行する領収書、購入した福祉用具のパンフレット等の写しを受け取ります。

3. 福祉用具購入費の支給申請

- 次の書類を加茂市へ提出し申請を行ってください。
 - ① 介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書(受領委任払用)
 - ② 福祉用具販売事業者が発行した領収書
 - ③ 購入した福祉用具のパンフレット等（コピー可）
- 申請手続きは取扱事業者に依頼することができます。

4. 支給決定・福祉用具販売事業者への福祉用具購入費の支給

- 長寿あんしん課で支給申請の内容を審査し、適当と認めた場合に購入した取扱事業者に対して購入費用の9割、8割または7割相当額を支給します。（ただし、上限10万円の9割相当額の9万円、8割相当額の8万円または7割相当額の7万円までになります。その額を超えた分については利用者の負担となります。）
- 申請書類に不備があった場合や、購入した福祉用具の必要性に疑義が生じた場合は、支給決定通知の発送や、取扱事業者への支払いが遅れることがありますので注意してください。

《お問い合わせ先》

加茂市役所長寿あんしん課介護保険係 加茂市幸町二丁目3番5号

電話 0256-41-4032（直通） FAX 0256-53-4693

e-mail kaigo@city.kamo.niigata.jp